

福岡県公報

平成二十三年四月二十二日
第三千二百四十六号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) …………… 一

再掲

福岡県教育委員会公告式規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号)第四条において準用する同規則第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月十二日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

(福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会事務決裁規程(平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表二第二十一項第十八号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

(福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正)

第二条 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程(昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二項第十二号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)